

(2) 密集市街地の緊急整備

社会資本整備重点計画に従って「地震時等において大規模な火災の可能性があり重点的に改善すべき密集市街地（重点密集市街地）」の最低限の安全性を確保するため、住宅市街地総合整備事業、住宅地区改良事業等を重点的に実施する。

① NPOや民間事業者等の活用による密集市街地の整備の推進

住宅市街地総合整備事業において、継続的なまちづくり活動等に対する支援を行うとともに、地域住宅交付金等を活用することにより、NPOや民間事業者等の活用による密集市街地の整備を推進する。

② 既存建築ストックを活用した都市再生住宅等の整備

事業実施の際に必要な従前居住者用の住宅等の整備について、既存の建築ストックの有効活用による効率的な事業の実施を可能とすることにより、事業の円滑な推進を図る。

<密集市街地の整備イメージ>

